

沼津市競争入札参加資格審査申請提出書類一覧【測量・建設コンサルタント等業務】

各書類は、A4判の用紙を使用してください。下記の順番に揃え、個別フォルダ(A4-IFフォルダ)・クリアファイル、ダブルクリップ等でまとめて提出してください。穴あけ、ホチキス止め、紙ファイル綴じはしないでください。

○:必ず提出
△:該当する場合

No.	書類の名称	説明	提出区分
1	一般競争(指名競争)参加資格審査申請書	5市3町統一様式1-1、1-2、1-3 (3枚で1セット)	○
2	登録証明書(写)	営業に関して法律上必要とされている登録の証明書又は登録通知書(申請日現在で有効なもの写し)	○
3	営業所一覧表	5市3町統一様式2(営業所が無い場合は不要) 登録する営業所を黄色のマーカーで色ぬりすること	△
4	測量等実績調書	5市3町統一様式3 過去2年間の主な取引内容、契約実績を記入 業者カード記載の希望業種については、必ず希望業種ごと2年分の実績を記入してください。実績が記入されていない場合は実績無しとみなす場合があります。	○
5	技術者経歴書	5市3町統一様式4	○
6	現況報告書(写)	地方整備局等で確認を受けた現況報告書(建設コンサルタント・補償コンサルタント・地質調査業)の写し 現況報告書がない場合は、直前の事業年度の財務事項一覧表または財務諸表(写)(貸借対照表・損益計算書)を提出	○
7	使用印鑑届	5市3町統一様式5 代表者印と社印を併用する場合は、両方をそれぞれの押印欄に押すこと。代表者印のみの使用でも可とするが、社印のみの使用は認めない。	○
8	登記簿謄本等		○
	履歴事項全部証明書(写) (法人登記している場合)	法務局が証明するもの	
	代表者身分証明書(写) (個人事業者の場合)	代表者の本籍地の市町村長が証明するもの	
9	市税納税証明書(写) (市内・準市内業者は提出)	沼津市長が証明する最新のもの (法人:法人市民税、固定資産税)(個人:市県民税、固定資産税) *課税状況を十分に確認の上、納税証明書を申請してください。沼津市に固定資産を所有していない場合は、法人市民税(市県民税)のみ提出すること。 *沼津市競争入札参加資格審査申請用の交付申請書(沼津市ホームページからダウンロード可)にて申請してください。 *市民課証明係(市庁舎1階)及び各市民窓口事務所にて発行 *営業所開設後間もない等の理由により証明書が発行できない場合は、「法人等の設立申告書・事業所新設廃止等申告書(写)」(市民税課の受付印のあるもの)を提出すること。	△
10	納税証明書	所管の税務署長が証明する最新のもの	○
	納税証明書その3の3(写) (法人登記している場合)	「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明 (上記について確認のとれるものであればその3でも可)	
	納税証明書その3の2(写) (個人事業者の場合)	「申告所得税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明 (上記について確認のとれるものであればその3でも可)	
	なお、国税の納税証明書は以下のURLから申請していただけます。e-Tax ホームページ www.e-tax.nta.go.jp		
11	委任状 (委任事業所がある場合)	契約権限等を年間委任する場合に必要 5市3町統一様式6	△
12	表明・確約書	暴力団又は暴力団員等でないこと等に関する表明・確約書(沼津市指定用紙)	○
13	業者カード	沼津市指定用紙	○
14	測量・建設コンサル等登録及び希望業種調べ	沼津市指定用紙	○
15	返信用のはがき(所定の郵便料金の切手を貼ったはがき等) ※受理証が必要な方のみ	審査終了後に沼津市契約検査課の受付印を押印し、受理証として返信します。(表に貴社の住所及び名称を記載し、裏は白紙のものを用意してください。)	△

※各証明書は、入札参加資格審査申請書の提出日から3カ月以内に発行されたものを提出してください。

※様式等は前年度から変更があるため、沼津市ホームページから最新の申請書類をダウンロードしてください。

※事業協同組合で登録希望の方は、さらに「官公需適格組合証明書(該当する場合のみ)」「組合員名簿」「協同受注規約」「配分基準」を提出してください。(県などに提出した書類の写しでも可)

※市内業者とは、沼津市内に主たる営業所を有するもの、準市内業者とは、入札参加資格審査申請の登録営業所が沼津市内にあり、かつ、主たる営業所(本社)が沼津市外にあるものをいいます。

※必要に応じて上記に記載されているもの以外の資料を求める場合があります。

営業に関して法律上登録が必要とされている業務(例)

業務の区分	登録等
測量	測量法(昭和24年法律第188号)第55条第1項の規定による登録
建築設計・設備設計・監理	建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定による登録
計量証明事業等	計量法(平成4年法律第51号)第107条の規定による登録
不動産鑑定	不動産の鑑定評価に関する法律(昭和38年法律第152号)第22条第1項の規定に関する登録
登記手続等	土地家屋調査士法(昭和25年法律第228号)第8条の規定による登録
その他のコンサルタント	官公庁の許可、認可、登録等(当該コンサルタントの業務を営むことについて、当該許可、認可、登録等が必要とされる場合に限る。)